気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び令第五条」を「、令第五条及び令第六条」に改め、同項の表府県予報区の項中「及び洪水警報」を「、洪水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報」に改め、同表津波予報区の項中「津波警報」の下に「、津波特別警報」を加える。

第十条第二項中「及び火山現象」を「、火山現象及び津波」に改める。

第十条の二に次の一号を加える。

三　津波の予想の方法に係る基準

イ　気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置、地震の規模及び津波の観測の成果に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における津波の到達時刻、高さその他の津波の状況を予想するものであること。

ロ　イの予想は、津波に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法により行うものであること。

第十一条の二第一項中「又は火山現象」を「、火山現象又は津波」に改める。

第十二条の二第二号中「及び火山現象」を「、火山現象及び津波」に改める。

第十三条第一項中「法第二十四条第一項」を「法第二十四条」に、「ごとに」を「について」に改め、同項の表を次のように改める。

津波注意報	鐘音又はサイレン音による。
津波警報	
津波特別警報	

附　則

この省令は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年八月三十日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第四十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項及び第二十六条の五第一項の規定に基づき、平成二十五年金融庁告示第二十八号（金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示）及び平成二十五年金融庁告示第二十九号（金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十六日　　金融庁長官　畑中龍太郎

次に掲げる告示の規定中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十五年十一月四日」に改める。

一　平成二十五年金融庁告示第二十八号附則第二項

二　平成二十五年金融庁告示第二十九号附則第二項

○金融庁告示第五十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の五第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融庁長官が指定する有価証券を次のように定め、平成二十五年十一月五日から適用する。

平成二十五年八月二十六日　　金融庁長官　畑中龍太郎

（借入れ有価証券の裏付けの確認等の対象となる有価証券）

第一条　金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官が指定する有価証券は、金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券とする。

2　令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第一項に規定する金融庁長官が指定する有価証券は、店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）とする。

3　令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第一項に規定する金融庁長官が指定する有価証券は、前二項に定める有価証券とする。

（空売りに係る情報の提供等の対象となる有価証券）

第二条　令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、前条第一項に定める有価証券とする。

2　令第二十六条の五第六項において準用する同条第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、前条第二項に定める有価証券とする。

○気象庁告示第五号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十六日　　気象庁長官　羽鳥　光彦

第三条第二項中「及び警報」を「、警報及び特別警報（以下「気象注意報等」という。）」に、「又は警報が行なわれた」を「、警報又は特別警報が行われた」に、「気象警報」を「気象警報　気象特別警報」に、「地面現象警報」を「地面現象警報　地面現象特別警報」に、「高潮警報」を「高潮警報　高潮特別警報」に、「波浪警報」を「波浪特別警報」に、「洪水注意報　洪水警報」を「洪水注意報　洪水警報」に改め、同条第三項中「及び地震動警報」を「、地震動警報及び地震動特別警報」に、「又は地震動警報」を「、地震動警報又は地震動特別警報」に改め、同条第四項中「噴火予報及び噴火警報の名称を用いる火山現象予報、火山現象注意報及び火山現象警報（同条第二項において「噴火予報等」という。）は、噴火予報及び噴火警報の名称を用いる新たな火山現象予報、火山現象注意報又は火山現象警報」を「噴火予報の名称を用いる火山現象予報及び火山現象注意報、火山現象警報並びに火山現象特別警報は、新たな噴火予報の名称を用いる火山現象予報若しくは火山現象注意報、火山現象警報又は火山現象特別警報」に改め、同条第八項中「及び津波警報」を「、津波警報及び津波特別警報」に、「又は津波警報」を「、津波警報又は津波特別警報」に改める。

第九条の二の見出し中「及び地震動警報」を「、地震動警報及び地震動特別警報」に改め、同条第一項中「緊急地震速報（予報）の」の下に「名称を」を、「地震動警報」の下に「及び地震動特別警報」を、「緊急地震速報の名称を」の下に「、それぞれ」を加え、同条第二項及び第三項中「及び地震動警報」を「、地震動警報及び地震動特別警報」に改める。

第九条の三の見出し中「及び火山現象警報」を「、火山現象警報及び火山現象特別警報」に改め、同条第一項中「、火山現象警報は噴火について噴火警報の」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　火山現象警報及び火山現象特別警報は、噴火について、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める名称を用いて行う。

一　火山現象特別警報のみを行う場合又は火山現象警報及び火山現象特別警報を併せて行う場合　噴火警報（居住地域）又は噴火警報

二　火山現象警報のみを行う場合

イ　ロに掲げる場合以外の場合　噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報

ロ　噴火の及ぼす影響が海域に限られる場合　噴火警報（周辺海域）

第九条の三第三項中「及び火山現象警報は、必要に応じ」を「、火山現象警報及び火山現象特別警報は」に改め、「含む。」の下に「以下この項において「区域」という。」を加え、「ことがある」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、火山現象警報及び火山現象特別警報を併せて行うときは、その対象とする区域について、それぞれ火山現象警報又は火山現象特別警報のいずれに該当するかを明示する。